

県南広域振興局長告示第 179 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成 19 年 8 月 10 日

県南広域振興局長 酒 井 俊 巳

医療機関の名称	所在地	指定年月日
あや歯科医院	北上市村崎野 16 地割 284 番地	平成 19 年 7 月 19 日
守口医院	遠野市材木町 2 番 25 号	平成 19 年 7 月 3 日
はやせ薬局	遠野市材木町 2 番 28 号	”
れもん薬局	一関市山目字中野 59 番 1	平成 19 年 7 月 1 日
やまぶき薬局	一関市孤禅寺字大平 125 番地 13	平成 18 年 4 月 1 日
さくらクリニック	奥州市水沢区字横町 74 番地	平成 19 年 7 月 5 日
あおば薬局	奥州市水沢区字横町 73 番 2	”